

役員等の会社以外の者に対する責任

1 序

役員等は、会社に対してだけでなく、その他の第三者に対しても責任を負う場合がある。

まず、一般論として、会社の代表者その他の役員等の行為により会社法 350 条や民法 715 条に基づき会社が第三者にその損害を賠償する必要がある場合、その行為をした役員等も第三者に対して一般の不法行為責任（民法 709）を負うことは、当然のことである。

しかし、これとは別に、会社法や金商法で役員等の特別の責任規定を置いている。ここでは、こうした特別の規定について解説する。

2 役員等の第三者に対する責任

役員等がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（429 I）。

この規定は、一般の不法行為責任との関係が分かりにくく、読み方によっては、一般の不法行為責任のうち、軽過失の場合の免責を規定した条文とも読めなくはない¹。しかし、判例²や一般的な解釈はそのような読み方をしない。

判例によれば、役員等が重過失により善管注意義務に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、役員等の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当因果関係がある限り、会社がこれによって損害を被った結果、ひいては第三者に損害を生じた場合であると（いわゆる間接損害）³、直接第三者が損害を被った場合（いわゆる直接損害）であるとを問うことなく、当該役員等が直接に第三者に対し損害賠償責任を負うことを規定したものである。そして、役員等が一般の不法行為責任により賠償義務を負うことを妨げるものではないが、役員等の任務懈怠につき役員等の悪意または重過失を主張立証しさえすれば、第三者は自己に対する故意過失を主張立証しなくても役員等に賠償請求できるとされる。その意味において、本条の責任は、不法行為責任とは別に法律が特別に設けた責任であると言われる。

要件を個別に検討すると、次のとおりとなる。

（1）損害賠償請求権者

会社以外の第三者であるが、場合によっては、会社の株主も第三者として損害賠償請求できる場合がある⁴。

¹ この考え方を不法行為特則説という言い方がされる場合がある。

² 最判昭和 44・11・26 民集 23-11-2150。

³ 例えば、役員等の放漫経営により会社が倒産し、その結果、当該会社に対して債権を有していた者が取立不能となった場合、その損害の賠償を請求するのが、一つの典型的な場面である。

⁴ 最判平成 9・9・9 判時 1618-138 は、株主総会特別決議を経ない新株の有利発行により生じた株主からの損害の賠償を、本条により認めた判例である。ただし、前記注 3 のような典型的な間接損害については、株主からの代表訴訟の提起が認められているだけで十分という意見も強い。

(2) 悪意、重過失

本条の責任が認められるためには、役員等の悪意、重過失が必要である。この悪意、重過失は、職務上の注意義務に向けられていればよく、第三者に対して向けられたものである必要はない。ここに、間接侵害でも損害賠償が認められる根拠がある。

なお、取締役の責任に関して言えば、この職務上の注意義務の中に、取締役による代表取締役や執行役の職務執行の監視義務が含まれる⁵。

また、直接損害⁶でももちろん賠償責任が発生する。

(3) 責任を負う者

役員等であり、取締役、監査役、会計監査人、執行役がこれに当たる。

なお、不実の役員登記がなされた場合、その不実の役員が虚偽登記に同意していたならば、その者に不実登記の責任を規定した会社法 908 条 2 項が当該不実役員にも類推適用されて、取締役でないことを第三者に対抗できず、その結果、本条の責任を負うとする判例がある⁷。

(4) 時効

時効期間は一般の債権の消滅時効の規定（民法 167 I）が適用され、10 年というのが判例である⁸。

(5) 連帯責任

責任を負う役員等が複数いるときは、連帯債務を負うとされる（430）。

3 書類等の虚偽記載による第三者に対する責任

役員等が、一定の書類等に虚偽の記載をした場合にも、これによって第三者に生じた損害を賠償する義務を負う（429 II）。この責任は、1 項に規定する役員等の第三者責任と異なり、役員等の方で注意を怠らなかつたことを証明しない限り、その責任を免れることができない（429 II 但書）。

賠償請求権者に株主も含まれると解され、その機能は決して無視できないが、こと、上場会社の株主として考えた場合、本条の責任よりも、次に述べるディスクロージャー書類に対する虚偽記載の方が重要である。

時効は 10 年と考えられる。また、責任を負う役員等が複数いるときは、連帯債務を負うとされる（430）。

どの役員等がどのような行為について責任を負うかについては、次のとおりである。

(1) 取締役、執行役の責任

次に掲げる行為について責任を負う（429 II ①）。

⁵ 最判 48・5・22 民集 27-5-655。

⁶ 典型的には、支払い見込みのない商品購入した場合の、取引相手方の損害などが考えられる。

⁷ 最判昭和 47・6・5 民集 26-5-984。ただし、上場企業の事例ではない。現実的には上場企業に起こりうるタイプの事案ではないであろう。

⁸ 最判昭和 49・12・17 民集 28-10-2059。

- i 株式、新株予約権、社債、新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知、または当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載、記録（429Ⅱ①イ）
 - ii 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載、記録（429Ⅱ①ロ）
 - iii 虚偽の登記（429Ⅱ①ハ）
 - iv 虚偽の公告（429Ⅱ①ニ）
- (2) 監査役及び監査委員
監査報告に記載、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載、記録について責任を負う（429Ⅱ③）。
- (3) 会計監査人
会計監査報告に記載、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載、記録について責任を負う（429Ⅱ④）。

4 役員の出資家に対する責任

上場会社の場合、公募増資をする場合など発行市場において、有価証券届出書または発行登録書及び発行登録追補書類を内閣総理大臣に提出する必要がある（金商法 4Ⅰ、23の3、23の8）、発行市場で有価証券を取得しようとする者に対しては、目論見書を交付する必要がある（金商法 15Ⅱ）。また、上場企業は流通市場のために定期的に有価証券報告書その他の書類を内閣総理大臣に提出し、あるいは不定期に臨時報告書を提出する必要がある（金商法 24 など）。これら書類は公衆縦覧され（金商法 25）、投資家の投資判断の材料とされる。こうしたディスクロージャー書類に虚偽の記載があった場合、投資家に大きな損害が生じる可能性がある。そこで金商法は虚偽記載のあるディスクロージャー書類を提出した証券発行者に民事責任としての損害賠償について、不法行為責任の特則を置き（金商法 18乃至 20、21の2、21の3）、証券発行者の重い責任を定めている。上場会社であれば、これらの規定により会社そのものがディスクロージャー書類の虚偽記載に責任を負うことになるのである。

しかし、金商法はそれだけでなく、証券発行者の役員にも投資家に対する民事責任を課している（金商法 21、22、23の12Ⅴ、24の4、24の4の6、24の4の7Ⅳ、24の5Ⅴ、24の6Ⅱ）。

(1) 発行市場における責任

有価証券届出書または発行登録書などの提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類提出時の役員が、当該募集・売り出しに応じて有価証券を取得した投資家に対して損害賠償責任を負う（金商法 21、23の12Ⅴ）。目論見書

の虚偽記載も問題となり、募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて有価証券を取得した投資家に対してやはり損害賠償責任を負う（金商法 21Ⅲ）。

（ア）対象となる書類

ここで問題となる書類は、有価証券届出書と発行登録書のみならず、有価証券届出書に対する訂正届出書及びこれらの添付書類、発行登録書に対する訂正登録書、発行登録追補書類及び添付書類、参照書類を含む⁹（金商法 2Ⅶ、23 の 12Ⅴ）¹⁰。さらに、目論見書の虚偽記載に対しても責任が発生することは、既に述べたとおりである（金商法 21Ⅲ）。

要するに、募集・売出しに際して金商法上作成すべき書類及び参照書類が一切含まれる趣旨である。

（イ）虚偽の内容

役員の民事責任が発生する虚偽記載とは、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることである。

（ウ）責任を負う者

責任を負う者は、取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者（金商法 21Ⅰ①）¹¹ならびに公認会計士または監査法人（金商法 21Ⅰ③）である¹²。「準ずる者」としては、俗に言われる執行役員が含まれる可能性がある。

そして、どの時点での役員が責任を負うかも問題となるが、有価証券届出書等の提出時の役員や、目論見書作成時の役員が責任を負うことになり、公認会計士や監査法人の場合は、実際に監査証明をした者が責任を負うことになる。

（エ）賠償請求権者

損害賠償請求権を行使できるのは、有価証券届出書等の虚偽記載が問題となる場合は、当該募集・売出しに応じて有価証券を取得した投資家であり、目論見書の虚偽記載が問題となる場合は、募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて有価証券を取得した投資家である。

ただし、当該有価証券を取得した者が、その取得の申込みの際、虚偽記載があることを知っていた場合は責任を負わない（金商法 21Ⅰ但書）。この場合は、虚偽記載と損害との間に因果関係が認められないからである。

（オ）免責事由

役員の責任については、虚偽記載であることを知らず、かつ、相当な注意を用いても知ることができなかったこと、公認会計士または監査法人の責任については、監査証明をし

⁹ 以下、本文では単に「有価証券届出書等」という。

¹⁰ 有価証券届出書が参照方式であった場合に参照書類についての虚偽記載も問題となり得ることに関する読み替え規定については、金商法 23 の 2。

¹¹ 金商法は、これらの者及び会計参与を総称して「役員」という言い方をしている。

¹² 条文上は、会計参与、設立時の有価証券の発行が問題となる場合は発起人も責任を負う者に含まれる。また、関係者の責任という意味で言うと、売出しに係る有価証券の所有者（金商法 21Ⅰ②）、元引受契約をした金融商品取引業者や登録金融機関（金商法 21Ⅰ④）も含まれる。

たことに故意・過失がないこと、を証明すれば、責任を免れる（金商法 21Ⅱ①、②）。立証責任を転換された過失責任となっているのである。

（カ）損害賠償額

損害賠償額については、役員の実責任に関しては金商法上特に規定がない。そのため、民法の一般原則が適用され、相当因果関係の範囲で賠償されることになる。この点は、虚偽記載の場合の発行者の実責任について賠償額が法定されている（金商法 19Ⅰ）のと大いに異なる点である。

特に上場株式を考えると、その価格は様々な要因によって時々刻々と変動している。そのため、虚偽記載によって生じた損害が幾らなのかを立証することが必ずしも容易ではないと言われる。

（キ）時効

時効期間についても、役員の実責任に関しては金商法上特に規定がない。そして、金商法 21 条の規定による責任は、不法行為責任の一種と解されている。したがって、不法行為責任の時効期間である民法 724 条が適用され、損害賠償請求権者が損害及び加害者を知ったときから 3 年、または書類提出時から 20 年で時効となると解されている。

（2）流通市場における責任

上場株式をはじめとした流通市場における有価証券の価格は、様々な情報によって左右されるが、有価証券報告書等の公衆縦覧書類が決定的に重要な情報となっていることは間違いない。したがって、公衆縦覧書類に虚偽記載があった場合、有価証券の価格はゆがめられることになる。そこで、流通市場で有価証券を取得した者が、公衆縦覧書類の虚偽記載により損害を被ったときは、発行会社の役員に損害賠償請求を求めることができる。

（ア）対象となる書類

流通市場における虚偽記載による役員の実責任の対象となる書類は、有価証券届出書（金商法 22）、発行登録書、発行登録追補書類（金商法 23 の 12V）、有価証券報告書（金商法 24 の 4）、内部統制報告書（金商法 24 の 4 の 6）、四半期報告書（金商法 24 の 4 の 7IV）、半期報告書、臨時報告書（金商法 24 の 5V）、自己株券買付状況報告書（金商法 24 の 6Ⅱ）であり、これらの訂正報告書や参照書類も存在する場合はそれらも含まれる。

（イ）虚偽の内容

役員の実責任が問題となる虚偽記載の内容は、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることである。

（ウ）責任を負う者

責任を負う者は、発行市場における役員の実責任の場合と同じで、取締役、監査役、執行役員またはこれらに準ずる者ならびに公認会計士または監査法人であり（金商法 22、21Ⅰ①、③）。上記（ア）記載の公衆縦覧書類提出時の役員および監査証明をした公認会計士・監査法人が対象である。

(エ) 賠償請求権者

損害賠償請求権者は、公衆縦覧書類の提出者が発行者である有価証券を取得した者であるが、有価証券届出書、発行登録書類、発行登録追補書類については、流通市場での責任が問題となるので、募集・売り出しによらないで取得したものに限られる。

また、虚偽記載であることを知っていた者は賠償請求できない。

以上は、発行市場の場合と同様である。

(オ) 免責事由

役員の実行については、虚偽記載であることを知らず、かつ、相当な注意を用いても知ることができなかったこと、公認会計士または監査法人の実行については、監査証明をしたことに故意・過失がないこと、を証明すれば、責任を免れる（金商法 22Ⅱ、21Ⅱ①、②）。

以上についても、発行市場の場合と同様である。

(カ) 賠償請求額

損害賠償額について、役員の実行に関する規定が金商法上特になくとも、発行市場の場合と同様である。そのため、相当因果関係のある損害賠償を立証することが必ずしも容易ではないと言われる。

(キ) 時効

時効も、発行市場の場合と同じであり、民法 724 条により損害賠償請求権者が損害及び加害者を知ったときから 3 年、または書類提出時から 20 年で時効となると解されている。